舟橋村選挙管理委員会告示第24号

投票管理者及び職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年10月18日執行の舟橋村長選挙における投票管理者及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年10月13日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

投票区名	投票管理者		同左職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
舟橋村投票区	舟橋村	林　清輝	舟橋村	野越　善弘